批評・紹介

礪波護著
唐代政治社會史研究

堀　敏一

本書は著者の大學卒業以來の主要論文を收めたもので、序論では近年の學界動向と著者の業績との關連を、後記では各論文を執筆した事情とその當時の身邊の狀況を述べ、著者の歩んできた足跡と關心のあり方などを示していて興味深い。著者を知る者にとっては、その人柄を彷彿させる面もある。本論は第Ⅰ部「唐宋の變革と使職」、第Ⅱ部「行政機構と官僚社會」、第Ⅲ部「隋唐の社會と財政政策」、第Ⅳ部「佛教と國家」から成り、全十一章の論文が配列されているが、そのほかに第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ部には、それぞれ附章がついていて、著者がおりおりに書いた概説的な文章が加えられている。これらによって内容の理解を深めることができる。なお諸章はほぼ發表當時の原形を維持して手を加えず、引用文にのみ訓讀を添え、補訂すべき事項は補注・補記に讓られている。これも一つのゆき方であろう。體裁に關することはそのくらいにして、ただちに各章の紹介に入ろう。

第Ⅰ部第一章「三司使の成立について――唐宋の變革と使職――」は著者の卒業論文であるが、副題は第Ⅰ部の題名ともなっていて、著者の最初の關心の所在を端的に示している。評者は第二次大戰後の時代區分論爭はなやかなりし頃、やはり唐宋變革期にたいする關心から研究をはじめたが、私などよりは何年も後のこの著者の頃までは、變革についての考えを異にしながら、問題關心を共有する面があったことを、本書であらためて確認することができた。この變革の一つの特徴は、律令制的支配の變化にあるから、令外の官である各種使職の出現は重要な課題なのであるが、私をも含めて日本の研究者の多くが節度使の研究に集中したのにたいし、著者は中央財政機關の戶部から、鹽鐵使・度支使・轉運使等の出現を經て、五代・宋の三司使が成立する過程を明らかにした。節度使は變革期の政治過程やエネルギーを知るには重要であるが、宋朝の中央集權國家の機構につながる點では三司使が重要であり、そこに著者の着眼があり、また後の官僚制研究にいたるその傾向もみてとれる。著者は後に唐宋變革の性格を、武力國家から財政國家への變貌と特徴づけたが、三司使の研究は、第Ⅲ部の諸論文とともに、そのような氏の關心につながることになる。ただし第一章は財政史や經濟史の論文とはいえず、令外の諸職がいつ、どのような職掌をもって成立していったのかを示す制度史的研究であるが、史料を丹念に讀んで年代を確定していく史料操作は確實である。

第二章「中世貴族制の崩壞と辟召制――牛李の黨爭を手がかりに――」は、修士論文にもとづいたもので、政治史と制度史とを結合させた名篇である。舊來牛李の黨爭については、明經派の山東貴族と進士派の新興階級との對立とする陳寅恪説等があったが、著者は當時新興階級が科擧によって登場するには限界があり、多くが節度使等の使職の辟召に應ずる情勢にあって、牛李兩黨ともに、指導者が節度使等に出た際辟召した門生故吏を多く擁していたとする。こ

の指摘はきわめて重要で、唐朝後半期の政權の末端に多數の新興階級が登場しており、その一部が宮廷にまで進出していたことを示唆している。そのことを前提とすれば、唐末五代の動亂を經て、それら新興階級がいっせいに權力を握るのが宋朝政權であり、唐宋變革が官僚制の變化を通して行なわれるという變革の特異性を理解することができるように思われるのである。これは私の感想であるが、牛李の黨爭にもどって、それでは兩黨の相違はどこから生じたかといえば、藩鎮と異民族に對する政策の相違、和平論と強硬主戰論の相違であると著者はいう。その上でどちらがより新しく、より古いかといえば、君主權力の強化によって自己の勢力を維持しようとした強硬派の李黨が、官僚貴族化した舊門閥貴族層を代表し、軍事費捻出のための苛斂誅求や廢佛をやったのであり、牛黨は富豪大賈層と結んで現狀維持の和平論を唱えたのだという。ここにいったん否定したかにみえた陳寅恪說が、また肯定されるにいたったように思われる。しかし貴族層が辟召によって新興階級をもその勢力にとりこまなければならなかったのは、現實をふまえてのことで、自ら墓穴を掘るとは意識していなかったであろうと著者はいう。私流にいえばそれは舊貴族層のもつ矛盾であり、いまや新興階級の擡頭が無視しえない情勢になっていたことを示すものであって、それゆえにこそ表題にいう「貴族制の崩壞」が招來されたということになるのだと思う。

第三章「唐代使院の僚佐と辟召制」は、テーマにおいては前章で指摘した辟召制を、藩鎮の幕府の場において具體的に考察しようとしたものであるが、方法からいえば文集や石刻文の記事の內容に則した課題設定と分析を行なう、著者の研究方法の新しい段階に屬すると思われる。實際著者の研究は前章のあと第Ⅲ部のテーマに移り、その後この第三章にもどったのであって、この章は方法的にはむしろ第Ⅱ部の諸論文につながっているといってよいと思う。後記によれば、それは人文科學研究所の助手時代に修得したシナ學學習の成果だということである。この點を具體的に窺うと、この章では「劍南西川幕府諸公寫眞讚」「使院新修石幢記」「諸葛武侯祠堂碑陰記」「慶唐觀李寰謁眞廟題記」といった文章を使用して、これらに列記されている節度使・觀察使の使院の僚佐は、實際の職務を示す幕職官のほかに、その序列と俸祿を示すために中央の諸官職（檢校兼試の官、寄祿官）を帶びていることを示し、それらを一覽表に並べて、それにともなう詳細な解說を附している。從來中國史の研究は、正史その他の史書や政書・類書の類の編纂物から斷片的な史料をぬき出して綴りあわせることが多く、しばしば隔靴搔痒の感を免れない場合があった。できれば完整した史料を利用するに若くはないのであるが、敦煌・吐魯番等出土の文書が偶然に殘る一部の分野は別にして、各時代を通じて利用できるのは文集や石刻等に殘る文章である。しかしこれをその內容に則して利用するとなれば、最も多くの效果を期待しうるのは官僚制の研究においてである。そして本書の著者はまさにこの分野において成果をあげたのであって、それが本章とそれに續く第Ⅲ部の諸章なのである。

第Ⅲ部第一章「唐代の縣尉」は、右の方法によるケース・スタディーとでもいうものであろう。唐人の文集に收められる壁記と制誥を利用して、まず地方行政末端の縣の下級の官職の尉をとりあげ、それがしばしば誤解されるがごとき警察や刑獄の官ではなく、州の諸曹參軍事に對應して、縣の諸曹を分判する判官であることを明ら

かにしている。その場合上縣以上の縣では二人の尉が、功・戸・倉諸曹と兵・法・士諸曹を分擔するが、時に三人おかれる場合には、三人目が士・倉を一括して分擔した。また官僚の昇官コースからみた場合、首都近傍の縣尉は、進士―校書（祕書省）―畿尉―監察御史―拾遺…というように、エリート官僚のたどるコースに位置づけられる名譽のポストであったという。

第二章「唐代の制誥」は、前章で使用した制誥の詳細な解説であるとともに、前章と關連して制誥・壁記によって州の上佐に言及している。まず文苑英華は中書制誥と翰林制詔を分けるが、それは宋人による分類であり、唐代では兩者の職務分擔はそれほど明瞭でなく、とくに著者が關心をもつ大部分の地方官職が中書制誥によって任命されることが指摘される。そこで制誥作成の手順をみると、中書舍人（ないし知制誥）に起草を命ずる趣旨を書いた詞頭がまず與えられ、これにもとづいて任命しようとする官職の意義、被任命者の人物・履歴・能力を述べ、最後に任命によって期待される效果を記すのが常であるという。この場合律令官制であれば、被任命者の考課による記錄が中央に備わっていてそれに據ることができたが、藩鎭の僚佐辟召の場合は、薦擧の狀が中央へ送られ、それが下敷になったものと想定されている。ところで鈴木虎雄氏は白居易が詞頭を握りつぶしたとみられる例をあげて、中書舍人は天子宰相の意見をも拒むことができたという說を述べたが、內藤乾吉・宮崎市定氏らによれば、中書舍人が起草したものが門下省に送られ、門下省の給事中がこれを拒否する封駁の權をもつものとされている。この點について著者は、本章で白居易の詞頭封還は例外的なものとみるべきであるとし、次章でこれを訂正して白居易の詞頭封還という事實はなかったといい、封駁が給事中の職掌であるという後者の說を確認した。最後に州の上佐については、唐代後半、上では藩鎭使院の權限が擴大し、下では縣が地方行政の末端機關として機能している間にあって、その地位は左遷や遙任された者、停年前の老年者等に與えられるものになったことが指摘されている。

第三章「唐の三省六部」は、內藤乾吉「唐の三省」をついで、これを補うべき諸論點を制誥や新出土告身等を利用して論じたものである。まず中書舍人と給事中とが、それぞれ中書省・門下省の實權を掌握していたというのが內藤氏の說であるが、これに關連して前述の封駁の權に關する鈴木虎雄說批判が、前章の訂正を含めて確認される。兩者の官は官品を同じくするが、唐後半期になると中書舍人の方が格が上になる。それは官僚の昇進コースにおいて、給事中から中書舍人になる者があっても、中書舍人から給事中になる者のなかったことで示される。中書舍人は尙書省の郎中・員外郎から上る者が最も多く、ついで諫議大夫と給事中から遷る者が多かったが、その逆が少ないという孫國棟氏の研究が紹介されるとともに、給事中については、尙書郎から給事中か地方の刺史になる者が、かなりの人數であったであろうという著者の意見が付け加えられている。つぎに尙書・門下・中書三省の序列について、玄宗期に中書省の優位、尙書省の降格がはっきりしたこと、尙書六部と九寺五監との關係は重複ではなく、統屬關係にあることが指摘されている。三省間の優劣關係は、新出土の臨川公主石刻告身が例に擧げられており、また僧尼の拜君親問題をめぐる高宗時の中臺都堂の會議に出席したのは尙書省以下の官僚で、中書・門下兩省の者がいない例を擧げて、尙書省が中書・門下以外の官署の意見を集約する役割をもっ

ていたことが述べられている。それでは尚書六部の中の優劣についてみると、六部の郎中・員外郎から中書舍人・給事中になるが、中書舍人はその後六部の侍郎へ昇任する者が多い。そのなかでも唐初には吏部侍郎が多かったが、やがて禮部侍郎が多くなり、唐後半使職が重要になると戶部侍郎が重んぜられたという。最後に六部の下の二十四司の職務の繁簡や祕書省についての言及がある。なお附章の「唐の官制と官職」は、要を得た唐代官僚制の解説として初心者や專門外の方にお奬めしたい。

第Ⅲ部は前述のように、第Ⅰ部第一・二章に續いて、大學院博士課程から人文科學研究所助手時代の產物である。その後神戶大學・京都大學の助敎授になってから、第Ⅰ部第三章以後の研究段階に入るわけである。とはいっても、第Ⅲ部の諸論文も一つ一つの史料を丁寧に讀みあわせて、それによって問題を提出するといった形のもので、次の段階につながる著者の研究の特色をよく出している。例えば第一章「隋の貌閥と唐初の食實封」では、開皇初年と大業五年と二回あったとされる貌閥の記事を比較して、それが大業五年の一回にすぎなかったことを論證している。著者は冒頭で吳澤・袁英光兩氏連名の論文と、これを批判した齊陳駿氏の論文を擧げている。前者は隋代に世族地主に代って庶族地主が權力を握ったとし、後者は唐初から庶族地主が代ったとするが、著者はいずれにも贊成できないという。隋の貌閥は成果が少なく、門閥貴族に打擊を與えなかったと論ずるのは吳・袁論文批判である。齊論文に對しては、武后・中宗・睿宗の頃に增加した食實封と賣官・賣度を擧げる。このときから庶族地主が大幅に進出するのだという。武周革命に劃期をおく點に關するかぎり、陳寅恪說以來、日本學界でも最も有力な說だろうと思うし、私も異論がない。ただしここで食實封が強調されているのは、上記の中國の學者への批判というよりは、むしろ日本學界のいわゆる個別人身支配說への批判なのである。著者は食實封制を封建制として、個別人身支配體制と對立するものとし、食實封制が制限される開元以後は律令制の崩壞する時期だという。いわゆる開元の治をそのようにとるのは通說と違うようだが、その點は次章の著者の說に關連する。著者のこの食實封說に對しては、山根清志「唐食實封制に於ける所謂〝七丁封戶〟の問題について」「唐朝前半期における食實封制について」の批判があるが、著者はこれに對して「唐食實封制再考」（唐代史研究會編『律令制——中國朝鮮の法と國家』所收）を書いている。ここでの主要な論爭點は、新唐書の「以七丁爲限」と舊唐書の「以七千爲限」とのいずれが正しいかという食封制の評價に關係する問題と、實封戶が莊園に發展したかどうかという封戶にたいする支配に關わる問題である。私は兩說の是非に立入ることはできないが、たとい著者の說が實證的に正しいと假定しても、個別人身支配說と食實封の擴大とを絕對に對立するものととらえてよいものかどうか疑問に感ずる。個別人身支配の下においては、まさに農民が個別的に存在しているがゆえに、その分解によって一見中央權力に對立する勢力を生み出す。漢代の豪族然り、魏晉以後の貴族制然りである。しかしそれらはかならずしも個別人身支配の體制を否定してしまうものではない。貴族制の時代こそが、中國國家の官僚體制が整備した時代であり、律令體系が發達した時代であることを、私は別のところで指摘している。

第二章「唐の律令體制と宇文融の括戶」の主要な論點は、まず律令體制を構成する均田・租庸調・府兵・里村鄰保の組織のうち、建

前と現實とが最も乖離していたのが均田制、地域的偏在の甚しいのが府兵制だとし、宇文融の括戸およびその先驅である武后期の李嶠の逃戸檢括の原因は、虛構の均田制の崩壞に求めるわけにいかず、府兵の軍役忌避・逃亡に求むべきだという。また宇文融の括戸に關する從來の研究は、根本史料の文獻批判に缺陷があるが、それは全唐文の題目のつけ方等に杜撰な點があるからだと、全唐文所收の史料を册府元龜・通典・舊唐書等と對比して年代・內容等を確認する。その結果宇文融の括戸は開元九年初めから始まったが、これが大々的に進められたのは開元十二年に入ってからで、そのとき八十餘萬の客戸を檢括し、これから輕稅のみを徵收するようになったことを明らかにした。これを著者は括戸政策の轉換だというのであるが、これは開元十一年に張說の建策により、府兵より募兵へ衞士の轉換をはかったことに起因すると推測するのである。彍騎とよばれるこの新兵種が募兵か徵兵かという論爭は次章で論ぜられるが、本章では一貫して括戸と府兵制崩壞との密接な關係が主張されているのである。またこのような著者の論は、括戸制の位置付けについて、それは通說のように律令體制の建直しの努力としてではなく、兩稅法の方向へふみ出す新しい第一歩として評價することになる。さて著者は後記のなかで、この論文は大學の學問のあり方が問い直されている當時に書かれたので、〝はじめに〟の部分でとくに力みすぎた論調がめだつと言われている。私には力みすぎは、むしろ括戸と府兵制との關連のみを強調している點に現われているように思えてならない。例えば李嶠が逃戸について述べた語は、「或違背軍鎭、或因緣逐糧」「闕賦懸徭、背軍離鎭」「軍府之地、戸不可移、關輔之民、貫不可改」というように對句になっており、宇文融の括戸に關する詔には、「或徭稅徵逸……或租調蠲除」（開元十一年五月）、「猶恐地有遺利、人多廢業、游食之徒未盡歸、生穀之疇未均墾。……逋逃竝宜自首、……勿令州縣差科、征役・租庸一皆蠲放」（開元十二年六月）などとなっている。さらに括戸の結果については、「諸道括得客戸凡八十餘萬、田亦稱是」と言われていて、客戸とともに田土の檢括があったことを示している。私はこの紙面で均田制が虛構か否かを論爭するのは無獸であると思うし、律令體制の矛盾が府兵制の負擔に最もいちじるしく現われていることは否定しない。しかし右の史料等によって府兵制のみを強調されるのはいささかゆきすぎに思われ、著者の主張する複眼的な見方にそぐわないように思われる。著者自身も武韋の時期の新興地主層の擡頭にともなって、大量の浮客・逃戸が生み出される點は認めておられるのであるから、そのことが括戸に結びつけられてよいように思うのである。なお中川學氏によって精力的にとりあげられたいわゆる制度的客戸の制定は宇文融に始まるのであるが、それらは將來土戸に編入されることが意圖されているのであって、それがどのような關連で兩稅法以後につながるのか、私にはいま一つわからないでいる。しかしこれは私の理解が不足しているのかもしれないので、著者の括戸の位置付けを非難するつもりはない。

第三章「兩稅法制定以前における客戸の稅負擔」は、前章の論旨とふかく關連している。宇文融の括戸についての著者の意義づけは、府兵的徵兵制から彍騎の募兵制への轉換に關係づけられることによって、一層劃期的なものにみえたわけであるが、栗原益男氏の論文「彍騎について」は、彍騎を依然徵兵制であると主張する。本章の第一の論點はこれへの反論である。栗原氏は張說が「募」「召

募」を提案したのにたいし、彍騎の實施段階では「簡」「取」「選」等の語が用いられているのを證據としたが、著者はのちの募兵制の長征健兒等の場合にも「取」字が用いられているとする。そのほか栗原氏は彍騎は租庸調が免除されるだけで給與の記事が見當らないこと、著者はしばらく後の李泌もこれを募兵制とみていること等を擧げている。この問題は史料が不足しているので、通説に異論を唱える栗原氏の方に史料をそろえる困難があるかもしれない。しかし均田制の問題と同樣に、建前と實際とのギャップはありうることと思われる。また栗原氏が指摘されるように、天寶八載の折衝府の機能停止後も「衛士」が殘存するようであるので、彍騎制への轉換の意義を著者ほど重視してよいかどうかという問題がある。この點は括戶制と關連して唱えられたのであるが、彍騎の提案者張說は、舊貴族で財務官僚の宇文融らと對立する立場の新興地主層の代表として從來考えられてきたことも、問題點として殘るであろう。本章の第二の論點は、中川學「租庸調法から兩稅法への轉換期における制度的客戶の租稅負擔」の納稅義務變遷表への批判である。とくに中川氏は廣德二年二月の南郊赦文によって、土・客戶ともに戶等差による等律課稅になったとするのであるが、原文には「據見在實戶、量貧富作等第差科」とあり、著者は實戶とは土戶のことであって、客戶については何らの言及もないという。すなわち土戶と客戶の別なく納稅するのは兩稅法にいたってはじめて行なわれたという從來の說が正しいというのである。この點は著者の見解が認められるであろう。なお附章の「唐中期の政治と社會」は、岩波講座に書かれた比較的長篇の概說で、唐代前半期の社會的變動についての著者の把握の仕方がよく窺われ、第Ⅲ部の諸論文を理解する援けになる。

第Ⅳ部は唐代における佛敎と國家の關係を論じた比較的近年の論文で、人文科學研究所の共同研究によって研究を促されたものであるらしい。第一章「唐中期の佛敎と國家」は八〇頁におよぶ長篇で、敦煌寫經からの考察と、造像銘からの考察と、玄宗時代の佛敎政策を論じた部分とから成る。まず敦煌寫經からみた問題點であるが、第一は觀無量壽經にみえる稱名の變遷である。この點について野上俊靜氏が南無無量壽佛、南無佛、南無阿彌陀佛の順に稱えられるようになったとするのにたいし、著者は野上氏が據る寫本の書寫年代について異論を提出し、それにもとづいて南無佛と南無阿彌陀佛とは平行して行なわれたとする。ただし初期の曇鸞の時代に近い寫本に「稱南无佛」とあることが指摘され、他方では隋から唐初にかけて無量壽佛の名が阿彌陀佛におきかえられていくと述べられている。第二は觀音經についておよそ二つの問題が論じられている。その一は、高宗・武后期に觀無量壽經とともに觀音經の書寫が行なわれたが、それは西方阿彌陀佛の淨妙國土への往生を願ったもので、唐後半期のように現世利益と結びついたものでなかったことを指摘する。その二は、現行本觀音經は鳩摩羅什譯妙法蓮華經の觀世音菩薩普門品に闍那崛多譯の偈頌が加えられたものであるが、敦煌寫本ではその形態が高宗の上元三年（六七六）から始まるので、現行本の出現はその年をさかのぼることさほど遠くない時期であろうという。第三の問題として、敦煌寫經奧書には天皇・天后の聖化無窮を願う語がみられるが、これは高宗・武后とはかぎらず、中宗・韋后をも指している。この點はジャイルズが指摘しているのが正しいという。このついでに、このような皇后の出現を警戒して、唐では代宗から僖宗まで十一代のあいだ皇后の空位が續いたことが指摘されて

いる。第四には、智昇が開元釋敎錄のなかで三階敎を批判して、「似同天授立邪三寶」と述べたのを、武周革命と關連させた矢吹慶輝氏の說は誤で、天授とは釋迦敎團の分裂を策した提婆達多の漢譯名であること、すでに湯用彤氏が指摘していると述べている。つぎに造像銘からの考察に移る。その第一點として、塚本善隆氏が龍門石窟の造像が、北魏の釋迦・彌勒から唐代の阿彌陀・觀音等に移ることを論じられたが、著者はこの傾向を響堂山石窟・鞏縣石窟・河北曲陽修德寺遺址出土佛像から確認する。第二點は敦煌寫經の場合と同じように、右の諸石窟や敦煌石窟において、唐代に西方淨土信仰が盛んになったことが示されていると述べる。敦煌壁畫において西方淨土變相と法華變相とが並んで畫かれるのは、上記の西方淨土信仰と觀音經（妙法蓮華經觀世音菩薩普門品）との結びつきが生み出したものだという。ただし著者も言及している盧舍那像や、敦煌壁畫の藥師淨土變・華嚴變の問題は、この論點からはもれるであろう。第三點として、造像銘においてときの皇帝・皇后の爲にこれを造る旨が、寫經の場合よりも頻繁に現われるというのは興味深いが、そのうち天皇・天后の稱號は玄宗朝になっても現われることが指摘されている。以上に論じられた問題は高宗・武后期に論點が集中しているといってよいだろう。そこで最後に玄宗朝の佛敎政策について一節が設けられている。玄宗朝初期の政策は武韋期の政治を改革し、綱紀肅正をめざす點にあったが、佛敎政策もまたそれと揆を一にしている。すなわち武韋期に盛んであった僞濫僧や造寺造佛への規制が行なわれたわけであるが、そのなかで開元十年の虛挂の僧尼・道士をもとの寺觀に括還させた政策を、著者は宇文融の括戶と一連のものであろうとみている。またここでも得意な史料批判によって、從來の研究の史料の扱いに妥當を缺く點を指摘し、その例として三階敎の無盡藏廢止の年代が開元九年でなければならないことを擧げている。また玄宗朝に僧尼の君親禮拜が斷行されたことを論じているが、これは次章にあらためて詳細にとりあげられている。なお本章のおわりに、火葬は唐末まで一般人には普及しなかったこと、寒食展墓の風は開元二十年にはじめて公認されたことが附け加えられている。

第二章「唐代における僧尼拜君親の斷行と撤回」は、東晉以來ときの政權と佛敎敎團との間に論爭となった有名な、沙門は君父を禮拜すべきや否やという問題をとりあげる。塚本善隆氏をはじめ從來の研究者は、東晉以來權力に抵抗していた佛敎敎團は、唐初においても國家に妥協を餘儀なくさせたが、玄宗朝にいたるとついに屈服してしまったと考えてきた。本章はこれにたいして異論を提出するのである。まず隋・唐初における不拜君親運動が詳細に跡づけられる。ここでは議論の紹介は省略して經過だけを擧げれば、隋代皇帝の佛敎信仰は有名だが、大業雜令には僧らの皇帝および諸官長への拜が規定されていたらしい。これは實效がなかったようだが、貞觀五年拜父母を命ずる詔が出て、同七年に撤回された。顯慶二年僧尼が父母の拜を受けることが禁止され、龍朔二年沙門が君主と父母を拜すべきかどうかが討議されて、その結果君にたいする拜は撤回され、父母にたいしてのみ拜すべきことが命じられた。しかしこれもまもなく撤回されたと推定される。この經過の背後に敎團・僧尼の運動や論爭が行なわれた樣子が述べられている。さて玄宗朝であるが、前述のような佛敎敎團への抑壓が行なわれ、開元二年に僞濫僧の還俗や造寺の規制とともに、僧尼拜父母を命ずる敕が出された。

さらに開元二十一年にはついに拜父母とともに拜君をも併せて行なうよう命令を出した。これらにたいして教團側は何の抵抗もできなかったらしいという。しかし安史の亂後財政困難に苦しんだ唐朝は賣官・賣度を行ない、開元の政治方向と逆の道にふみ出したので、もはや僧尼に拜君を強いるわけにいかず、肅宗の上元二年（七六一）拜君の撤回を發令した。その後入唐求法巡禮行記にも、開成五年圓仁が登州で詔書披露式に僧尼道士の不拜を目擊したことが記されている。この狀態は南宋や金の治下でも同じであったと著者はいう。拜父母がどうであったかわからないが、金史に引く唐開元二年敕の節略文では、「自今以後、並びに父母を拜するを聽す」とあって、拜君のように命令でなかったから話題にならなかったのではないかといい、明律には「並令拜父母」という條文があることに言及されている。要するに玄宗の時期に教團が屈服してしまったことは事實であるが、その後不拜が復活したというのが著者の論旨である。ただ拜父母については、もしこれが拜君と別だとすれば、そこに中國社會における佛教の特徴がみえるのではないかという問題がありそうであるが、この邊りのことはなお檢討の餘地があると思われる。

以上礪波氏の大著について紹介を行なってきたが、通觀すると著者の論文はいずれも論爭的であり、これを理解するには學界の動向に通曉する必要がある。と同時に博識で論及が多岐にわたり、それらをすべて跡づけることはとても困難である。その上本書の內容は評者の專門とずれる所もあって、誤解も多々あるのではないかと恐れている。同じ理由で批評も片寄ったが、著者・讀者の御寬容をお願いしたい。

一九八六年二月　京都　同朋舍
A5版　五八三頁　一二、〇〇〇圓